

笠間市規則第13号

笠間市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成30年3月14日

笠間市長

笠間市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年笠間市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(必要な施策)

第3条 条例第3条に規定する市の施策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する啓発及び教育に関する施策
- (2) 動物のみだりな繁殖を防ぐための施策
- (3) 動物の殺処分を減らす施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が動物の愛護及び管理に関し必要と認める施策

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。